

## 平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況（教育委員会）【平成29年10月末現在】

監査テーマ：委託事業にかかる財務事務の執行について

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	68	234	教育総務課	学校警備業務委託料 (小学校)	検査調書には、警備の対象となる学校名や契約対象期間等が記載することとされているが、平成27年度の検査調書の契約対象期間が「平成26年4月1日～平成27年3月31日」と誤って記載されている。	検査調書の契約対象期間を「平成27年4月1日～平成28年3月31日」と修正した。	措置済
結果	69	235	教育総務課	学校警備業務委託料 (小学校)	7月分委託料について、請求書受理日は平成27年8月10日であり、支払期限日は平成27年9月11日と記載されている。支払期限日は正しくは平成27年9月8日である。実際の支払いは平成27年9月1日に行われているため、法律は遵守しているが、委託料支払いの管理を実効性のあるものとするためにも、支払期限日は正確に記載する。	平成29年2月以降、主担当及び副担当の複数でのチェック体制により、支払期限日を正しく記載するよう確認を徹底している。	措置済
結果	70	236	教育総務課	学校警備業務委託料 (中学校)	契約書上に警備計画書の作成、提出の記載があるが、警備計画書の入手が行われていなかった。	平成28年度から、委託業者に対し、契約書に基づく警備計画書の作成及び提出の徹底を図った。	措置済
結果	71	238	教育総務課	浄化槽維持管理委託料	契約保証金免除申請書に記載されている、過去の契約金額が誤っている。記載内容により、契約保証金の免除を認めており、規模を判断するにあたっては、極めて重要な情報である。	平成29年度から、主担当及び副担当の複数でのチェック体制により、契約書類の確認を徹底している。	措置済
結果	72	241	教育指導課	学力調査委託料	契約書には再委託の禁止についての規定があり、委託者の承認を受けた場合には委託作業の全部又は一部を再委託することが可能であることが書かれているが、一者随意契約の場合には委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載についての見直しが必要である。	平成29年度から、市の業務委託契約書作成例を参考に、契約書の内容を見直した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	77	242	教育指導課	学力調査委託料	契約書名について、市の業務委託契約書のひな形に合わせて「八戸市内小・中学校児童生徒の学力調査業務委託契約書」とするべきである。	平成29年度から、市の業務委託契約書作成例を参考に、「八戸市内小・中学校児童生徒の学力調査業務委託契約書」と変更した。	措置済
意見	78	242	教育指導課	学力調査委託料	契約書の項目について、(業務の実施)第2条と第5条の条項は、表現の違いはあるものの実質的には同じ内容であるため、どちらかを削除するか、一つにまとめることが望ましい。	平成29年度から、市の業務委託契約書作成例を参考に、「業務の実施」に係る条項を一つにまとめた。	措置済
意見	79	242	教育指導課	学力調査委託料	再委託する業務が本委託事業の主たる業務である場合は、再委託先と直接委託契約することを再検討しなければならない。そのため、再委託承認申請書には再委託する業務の範囲を必ず記載するよう要請し、可能な限り再委託金額についても記載を求めることが望まれる。	平成29年度に、再委託申請書に再委託する業務の範囲を記載する項目を追加し、その内容を確認した結果、再委託業務は、検査用紙の納品・回収、分析結果の納品等の学力調査をサポートする従たる業務であることを確認した。	措置済
意見	80	243	教育指導課	学力調査委託料	再委託の申請時手続について、本委託事業のどの部分についてどのような内容で契約したかがわかる書類を入手しなければならない。また、代理店証明書に記載されている条文に間違いがあることから、条文など記載内容の正確性を確認しなければならない。	これまで委託事業者と再委託事業者が交わしている「代理店証明書」では、内容が不十分なことから、平成29年度から、新たに「教研式教育・心理検査取扱い業務に関する協定書」の作成・提出を要請し、再委託の業務内容を確認している。	措置済
意見	81	244	教育指導課	学力調査委託料	契約保証金について、契約書には必ず記載しなければならない項目であり、それを免除するには決裁書等に必ず記録を残し、決裁権者による承認を行わなければならない。	平成29年度から、業務委託契約執行時に、「契約保証金」に関する項目を新たに設けた。	措置済
意見	82	244	教育指導課	学力調査委託料	実施計画書について、可能な限り提出を受け、受託者が委託の目的に応じた業務を実施可能であるかを確認しなければならない。なお、計画書は、①業務の目的②業務の概要③実施場所④実施方針⑤詳細実施計画⑥実施体制⑦連絡体制等を具体的に記載し、業務が実施できるか否かを判断するために必要十分なものでなければならない。	平成29年度から、委託事業者に八戸市内小・中学校児童生徒の学力調査業務実施計画書を提出することを契約書に規定した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	73	246	社会教育課	地区公民館警備業務委託料	積算書において最低制限価格を計算しているが、金額を誤って計算していた。最低制限価格制度は、契約締結におけるダンピングを防止し、適正な履行の確保を図るために重要な制度であるため、その計算は適正に行わなければならない。	平成29年度から、主担当及び副担当による複数でのチェック体制により、契約事務の確認を徹底している。	措置済
意見	85	252	是川縄文館	受付案内業務委託料	これまで、同一の事業者が高い落札率で落札しており、競争入札が形骸化しているおそれがあるため、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要である。また、事業者を指名する際の基準や指名業者から外す際の基準についても、明確化しておくことが望ましい。	平成29年度から、事業者の選定基準を明確化し、指名業者を一部入れ替えた。今後も、指名する業者について定期的に見直しや入れ替えを行う。	措置済
意見	86	253	是川縄文館	受付案内業務委託料	現在、受付等業務員については履歴書を入手しているが、それに加えて受託者の社員証明書や健康保険証の写しで社員資格を確認することが望ましい。また、受付業務等の経験についても、業務経歴書等で確認することが望ましい。	平成29年度から、受付等業務員の職務経歴書と雇用保険被保険者証の写しを提出してもらい、社員資格を確認することとした。	措置済